

E i w a N e w s

所得税の確定申告について

平成 22 年 2 月
(No. 055)

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。

そこで今回は、所得税の確定申告（今回の申告期限は、平成 22 年 3 月 15 日（月）です。）の内容についてご紹介します。

【1】各種所得と課税方法

所得税は、所得の種類に応じて 10 種類に分類され、これに応じて課税方法が異なります。

利子所得	公社債や預貯金の利子などによる所得	源泉分離
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託の収益の分配などによる所得	総合課税
	上場株式等の配当、公募証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離
不動産所得	土地や建物などの貸付による所得	総合課税
事業所得	商業などの自営業から生ずる所得	総合課税
譲渡所得	土地、建物、株式を譲渡したことによる所得	申告分離
	上記以外のゴルフ会員権などの譲渡による所得	総合課税
山林所得	山林（立木）を伐採して譲渡したことなどによる所得	申告分離
給与所得	俸給、給与、賃金、歳費、賞与などによる所得	総合課税
退職所得	退職手当、一時恩給などによる所得	申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などによる所得	総合課税
	保険期間が 5 年以下の保険金等	源泉分離
雑所得	公的年金等	総合課税
	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などによる所得	
	その他	源泉分離
	原稿料や講演料、生命保険の年金などによる所得	
	公社債の償還差益のうち、一定の割引債の償還差益などによる所得	

〈総合課税〉… 他の所得と合計した金額に、超過累進税率（5%から 40%）を適用して税額を計算する方法

〈申告分離〉… 他の所得と分離して、税額を計算する方法

〈源泉分離〉… その支払を受ける際に、他の所得と分離して、一定の税率で源泉徴収されることにより課税が完結する方法

【2】確定申告とは

所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税額や予定納税で納めた税額などとの過不足を精算する手続きです。

したがって、所得の金額に対する所得税の額が一定の控除額を超えるときは確定申告をしなければなりません。

なお、給与所得を有する者は、年末調整によって所得税の精算が行われていますので、原則、確定申告の必要はありませんが、以下の場合には確定申告をしなければなりません。

1. 1年間の給与収入が2,000万円を超える場合
2. 2カ所以上の会社から給与をもらっている場合
3. 給与所得以外の所得の合計が20万円を超える場合

また、退職所得を有する者が、「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合には、源泉徴収が行われていますので、確定申告の必要はありません。

【3】確定損失申告

確定申告義務のない者でも、下記に該当する場合には、純損失や雑損失の繰越控除、純損失の繰戻還付を受けるため、確定申告書を提出することができます。

1. その年の所得の合計額が赤字であること
2. その年に生じた雑損失の額が所得の合計額を超えること
3. その年の前年以前3年間に生じた純損失や雑損失の控除不足額が、その年の所得の合計額を超えていること

【4】還付申告

確定申告義務のない者でも、所得税の計算上控除しきれなかった源泉徴収税額などがあるときは、確定申告書を提出して、税金の還付を受けることができます。

以上、確定申告の内容についてご紹介いたしました。

確定申告の時期が近づいていますので、資料のご準備をよろしくお願いいたします。

また、疑問点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、お願いいたします。